

浜田市告示第 51 号

浜田市養護老人ホーム入所判定委員会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市養護老人ホーム入所判定委員会要綱の一部を改正する告示

浜田市養護老人ホーム入所判定委員会要綱(令和2年浜田市告示第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「7人」を「6人」に改め、同条第2項第4号を次のように改める。

(4) 高齢障がい福祉課長

第3条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。